

改めて憲法を正視する

小沢隆一（東京慈恵会医科大学・憲法学）

はじめに

- ・自民党大会 0325 「改憲 4 項目」基本的方向性了承 ただし 9 条改憲条文化は見送り
自民党総裁選 0920 安倍総裁 3 選 「臨時国会に党案提出を・3 年で改憲チャレンジ」
- ・改憲提案・改憲案の特徴と問題点－憲法の「正視」・その 1
- ・米朝会談・南北会談がもつアジア・世界の平和にとっての意義－憲法の「正視」・その 2

1.9 条などの改憲問題

1.安倍首相の憲法学者批判(じつは誹謗)に一言申す

- (1)「多くの憲法学者が『自衛隊員は憲法違反』と言っている」？
まったくの濡れ衣 「自衛隊違憲」と自衛隊員とを混同するな
- (2)「自衛隊違憲を言いつつ、災害救援を求めるのは『無責任』だ」と言うが…
とんでもない言いがかり 「無責任」という言はそっくり返上する
- (3)「自衛隊違憲論争を終わらせる」と言うが…
自衛隊がある限り違憲論争は続く まるで「魔女狩り」 私たちは魔法使いではない

2.自衛隊明記 9 条改憲

- (1) 絞り切れなかった改憲条文案

第 9 条の 2 我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つための必要最小限度の実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

- ② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

代替案 1

第 9 条の 2 我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な措置をとること目的として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

- ② 同上

代替案 2

第 9 条の 2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

- ② 同上

- (2) どの案でも 9 条 2 項は死文化

- ・「必要最小限度」という言葉が落ちた代替案 1・2

- ・「必要最小限度」という言葉が残っても意味を持たない当初案
- (3) 「内閣の首長たる内閣総理大臣」という言葉にご用心
- ・首相の軍事独裁が可能に 日米軍事協力にとって必須の体制
- (4) 安倍首相の「妄言」にだまされるな
- ・「自衛隊の任務・権限は変わらない」、「全面的な集団的自衛権は行使しない」はウソ
- (5) こんな武装組織が憲法化したら大変なことに…
- ・自衛隊「日報」改ざん問題 文民統制完全無視の自衛隊 実は3・11でも…

3.緊急事態条項

64 条の 2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認められるときは、国会は、法律の定めるところにより、各議院の出席議員の三分の二以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

73 条の 2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

② 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

(1) 有害無益な国会議員の任期特例

- ・災害現場で威張り散らす議員は要りますか？ ・議員（候補者）らしい人とはどんな人？

(2) すでに法律がある大規模災害対策

- ・災害対策基本法 大規模地震対策特別措置法…
- ・災害対策基本法 109 条「災害緊急事態」の際の「緊急措置」

災害緊急事態に際し国の経済の秩序を維持し、及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置をまついとまがないときは、内閣は、次の各号に掲げる事項について必要な措置をとるため、政令を制定することができる。

一 その供給が特に不足している生活必需物資の配給又は譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止

二 災害応急対策若しくは災害復旧又は国民生活の安定のため必要な物の価格又は役務その他の給付の対価の最高額の決定

三 金銭債務の支払（賃金、災害補償の給付金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長

(3) いつでも武力攻撃時に適用可能な緊急事態条項 こんなものはいらない むしろ危険

II.アジアの平和と核兵器の廃絶-朝鮮戦争を振り返る

1. なぜ今「朝鮮戦争」か

- (1) 戦後の東アジア（アメリカを含む）の国家体制・国家関係を確定させた戦争
 - ・「朝鮮戦争の終結」は戦後の東アジアの国家関係を変える
- (2) その重要性を顕在化させる必要のある戦争
 - ・忘却された（封印された）戦争
 - ・未完の戦争 「この戦争ははまだ完全に終わっていない」（和田春樹 参考文献①1）
- (3) 今日の課題を照らし出す戦争
 - （当面は）南北関係 米朝関係 （将来的には）東北アジア平和共同体・核廃絶
- (4) 20世紀の戦争と暴力の悲惨さを多様に示す戦争
 - ①（前提としての）侵略と植民地支配 ②内戦
 - ③イデオロギー（体制間）戦争 ④虐殺と民衆抑圧
 - ⑤戦後の軍事独裁体制
 - ・平和主義（思想・運動・体制）の重要性とその課題を多様に提示する戦争

2. 朝鮮戦争の前提-朝鮮半島の解放

(1) 経過

- 1945.8.14 日本、ポツダム宣言受諾
 - 8.15 朝鮮解放 呂運亨、建国準備委員会結成（以後、各地で人民委員会結成）
 - 8.21 ソ連軍、平壤に進駐
 - 9.2 マッカーサー、米ソ両軍による朝鮮（38度線）分割占領政策を発表
 - 9.6 朝鮮人民共和国樹立宣言（南北の統一戦線的性格の組織）
 - 9.7 米軍司令部、南朝鮮に軍政布告
 - 9.11 朴憲永、朝鮮共産党再建を発表
 - 9.20 スターリン、ソ連極東軍総司令官に「北朝鮮のソビエト化」否定の指示
 - 10.10 米軍政、朝鮮人民共和国否認（以後、日帝下の行政警察機構の人員を活用）
 - 12 米英ソ外相会談、朝鮮信託統治構想確定
 - （朝鮮人による統一的臨時政府の樹立と米英ソ中4カ国による5年間の後見）
 - 南朝鮮で信託統治反対（反託）運動開始
- 1946.2.8 北朝鮮、臨時人民委員会（委員長 金日成）発足
 - 南朝鮮、大韓独立促成国民会（総裁 李承晩）結成
 - 3.5 北朝鮮臨時人民委員会、土地改革実施（無償没収・無償分配の急進的改革）
 - （以後、「越南」者続出→西北青年会などの反共暴力団体の組織に）
 - 5.8 第1回米ソ共同委員会（3～）無期延期
 - 10 南朝鮮で10月人民抗争（米軍政、親日派、右派に反発 ゼネスト）
 - 米軍政戒厳令布告 左派弾圧 朴憲永、北朝鮮へ逃れる（以後、北のNo.2に）

- 11.23 南朝鮮共産党、南朝鮮労働党に
- 1947.3.1 3・1 記念行事で左右衝突
 - 4 朝鮮人部隊、北朝鮮から中国東北部に移動して国民党軍との戦闘に参加 (49年に精鋭部隊として朝鮮人民軍に統合)
 - 7.10 第2回米ソ共同委員会(5～) 決裂 信託統治構想挫折
 - 7.16 呂運亨暗殺
 - 9.17 マーシャル米国務長官、朝鮮問題の国連上程を提起(ソ、米ソ両軍の撤退を提案)
 - 11.14 国連総会、米提案の国連監視下朝鮮総選挙案を採択
- 1948.1 北朝鮮、国連臨時朝鮮委員会の立ち入り拒否
 - 2.26 国連小委員会、南部単独選挙実施を決議(金九ら単独選挙反対声明)
 - 4.3 済州島で単独選挙反対運動から武装蜂起へ(～49.6 済州島四・三事件)
 - 5.10 南朝鮮で単独選挙
 - 8.15 大韓民国(韓国)樹立(大統領 李承晩)
 - 9.9 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)樹立(首相 金日成)
 - 10.19 麗水・順天(麗順)事件(麗水駐屯連隊、済州島出動拒否 反乱軍ゲリラ化)
 - 12.1 韓国、国家保安法公布
 - 12.12 国連総会、韓国政府を朝鮮半島における唯一合法政府と認定
 - 12.26 ソ連軍、北朝鮮から撤退完了
- 1949.1 38度線付近で軍事衝突頻発(～12) 李承晩、たびたび武力侵攻言明
 - 3.5 スターリン・金日成会談(金日成ら訪ソ 2.22-4.7) 海の防備の支援要請
 - 6 韓国で国民保導連盟(左翼を転向させる思想善導団体)結成
 - 6.29 米軍、韓国からの撤退完了 軍事顧問団 500人残留 金九暗殺
 - 8-10 金日成、シトウイコフソ連大使に南進許可要請、スターリン、禁止を指示
 - 10.1 中華人民共和国成立

(2) 「傷ついた解放」(文京沫)としての朝鮮独立

- ・軍政による分断
- ・統一の模索と挫折(相つぐ指導者の暗殺)
- ・解放に持ち込まれた対立 そのなかで「復権」する日帝支配への協力者・右派
- ・一触即発の38度線(南も「武力統一」志向)
- ・不安定な国内体制 米頼みの南 済州島「虐殺の島」 ソ中頼みの北

3. 朝鮮戦争の開始と展開

(1) 経過

- 1950.1.12 アチソン米国務長官、韓国を除外した「不後退防衛線」演説(アチソン・ライン)
- 1.17 金日成、シトウイコフソ連大使に対南攻撃許可を要請

- 1.26 米韓相互防衛援助協定
- 1.30 ソ連、中国代表権問題で国連安保理をボイコット（以後継続）
- 2.14 中ソ友好同盟相互援助条約
- 2.17 毛沢東、訪ソ（1949.12.26～）から帰国
- 3.30 金日成、訪ソ（4.25まで）（スターリンに武力統一の許可要請）
- 5.13 金日成、訪中（5.16まで）（毛沢東に武力統一への支援要請）
- 5.30 韓国、国会議員選挙（李承晩派大幅後退、反李承晩派前進）
- 6.25 朝鮮戦争勃発（マッカーサー、ダレスとの会見で戦争を楽観視）
- 6.27 トルーマン米大統領、海・空軍の韓国出撃を命令
- 6.28 北朝鮮軍、ソウル占領さらに南進
- 7 老斤里事件（米軍による住民の大量虐殺）
- 7.7 国連安保理（ソ連欠席）、国連軍の韓国派遣を決議
- 7.8 マッカーサー、警察予備隊創設を指令
- 7.24 GHQ、レッド・ページ開始
- 8.20 北朝鮮軍、韓国の90%以上を支配下に
- 9.15 国連軍、仁川上陸 北朝鮮軍退却
- 9.28 国連軍、ソウル奪回（金日成、ソ連に参戦要請）
- 10.1 スターリン、毛沢東に軍事支援要請
- 10.2 毛沢東、スターリンに軍事支援に慎重な回答
- 10.3 韓国軍・国連軍、38度線を突破、北進
- 10.5 中国共産党中央委政治局拡大会議、激論の末、参戦を決定
- 10.9 周恩来、訪ソ、スターリンと会談（-11）
- 10.15 マッカーサー、トルーマンとウエーキ島で会談 中国の参戦否定の発言
- 10.19 国連軍、平壤占領
- 10.25 中国軍、参戦
- 12.5 北朝鮮軍・中国軍、平壤奪回
- 1951.1.4 北朝鮮軍・中国軍、ソウル再占領
 - 1.25 国連軍、再反撃開始
 - 2.2 ダレス米特使（1.25来日）、集団安全保障・米軍駐留の対日講和方針表明
 - 3.14 国連軍、ソウルを再奪回
 - 3.24 マッカーサー、中国本土攻撃も辞さずと声明
 - 4.3 38度線付近での攻防
 - 4.11 マッカーサー解任 後任にリッジウェイ
 - 6.23 マリクソ連国連代表、休戦会談提唱（7.10 休戦会談開始）
（この頃、中朝は休戦希望、スターリンは戦争継続を主張）
- 1952.8.20 スターリン・周恩来会談（戦争継続は有利、第三次世界大戦の準備を妨害、

米国を敗北させて台湾統一、などが話題に)

1953. 3. 5 スターリン死去

7. 27 休戦協定調印 (ただし北・中・米で、韓国加わらず)

(2) 誰もが「予期しないものに発展」した朝鮮戦争 (ギャディス)

「平壤、モスクワ、北京、ソウル、東京、そしてワシントンでなされた数々の決断が事態を引き起こしたのだが、それにもかかわらず、いずれの首都においても、決定を下した誰もが予期しないものへと発展したのだった。」 ジョン・ルイス・ギャディス『歴史としての冷戦』(慶應義塾大学出版会・2004年) 113-4頁

・数々の「予期せぬ出来事」－「誤算の戦争」として朝鮮戦争 (ハルバースタム)

- ①米の介入はないと見た平壤・モスクワ・北京
- ②北の南進はないと見た東京・ワシントン
- ③1950年6月25日に虚を突かれたソウル
- ④中国の参戦はないと見て北進したソウル・東京・ワシントン
- ⑤ソ連の全面的支援を当てにして参戦した北京
- ⑥中国の参戦に思いのほか手こずった北京 (=毛沢東)・モスクワ・平壤
- ⑦スターリンに休戦を先延ばしされた平壤・北京

(3) 「悪魔に変身する隣人」 「地獄の体験」としての朝鮮戦争

「韓国人にとって朝鮮戦争は、仲むつまじく過ごしてきた隣人が突如悪魔に変身した経験であり、自らの命と財産を守るはずの政府と公権力のエージェントが命と財産を奪う存在に急変した地獄の体験であった。韓国人にとって戦争とは、最もおぞましい相互敵対と恐怖、暴力と虐殺、離散と苦痛、そして道徳的アノミー状態にほかならなかった。」

「こうした理由のために戦争を経験した韓国人は冷静に朝鮮戦争と向き合おうとしなかったし、またその苦痛に満ちた記憶を思い出そうとしなかった。」 参考文献②10頁

・さまざまな「地獄」

①避難

漢江橋爆破 (1950. 6. 28) (②120以下) 李承晩らは6. 27にソウル脱出、大田に避難
大量のソウル市民避難できず (兵士も移動できず)

残留という選択

生存のための避難－米空軍の無差別爆撃からの退避

－南北双方への「協力者」が報復を恐れての避難

②占領

北朝鮮人民軍によるソウル占領 (6. 28) 反動分子の搜索・逮捕・粛清 (人民裁判)

李承晩政権のソウル収復 (9. 28) 附逆者 (敵に加担した者) 処罰

③動員

国民防衛軍事件 (②221 以下 ③174 以下に詳しい) 幹部による汚職と虐殺

④虐殺

「虐殺の観点から見れば、朝鮮戦争は、すでに 1950 年 6 月 25 日以前から始まっており、戦争の勃発を契機として劇的に発展したということを確認することができる」(③249)

作戦としての虐殺 濟州島四・三事件での「焦土化」作戦 共匪討伐 老斤里事件

処刑としての虐殺 国民保導連盟員(転向左翼)の予備検束・集団処刑
刑務所収監政治犯の処刑(北朝鮮によるもの)

報復としての虐殺 報復テロ 私的な殺害 右翼青年組織によるテロ 左翼側の報復

* 虐殺の政治社会学 (③296 以下)

構造的背景—国家建設・革命・内戦の三重奏

主体的背景—反共主義と親日コンプレックスの動員

日帝の遺産—日本の軍隊と警察 韓国の軍人と警察の抑圧的・軍事主義的文化

4. 朝鮮戦争の帰結

(1) 日米関係にとっての朝鮮戦争—日本再軍備と基地化への影響

・再軍備への道 (参考文献④⑤⑥)

1947. 5. 3 日本国憲法施行

5 ケナン、米國務省政策企画室長に就任

7 ケナン、FA 誌に「ソ連の行動の源泉」を匿名で発表 ソ連封じ込め政策を提唱

8.5 國務省極東局作業班、対日講和案作成(厳しい賠償、日本の基地化と再軍備に
反対、軍需生産の禁止、講和後 25 年間非軍事化の監視継続)

←ケナン、「武装解除と民主化に関心を奪われている」と批判

10 ケナン、「日本の平和的解決に関わる諸問題の研究結果」をマーシャル國務長官
に提出(対日政策「非軍事化・民主化」から「経済復興」への重点移動提唱、沖
縄米軍基地確保) (NSC13 文書の原型)

1948. 1. 6 ロイヤル米陸軍長官、「非軍事化・民主化」から「経済復興」への日本占領政策
の転換、反共防波堤演説

2.26 ケナン来日、マッカーサーと会見

ケ—日本の防衛力、経済復興、占領政策の緩和

マ—沖縄基地だけで十分 基地恒久化策を (日本は非武装・中立化)

5 陸軍省計画作戦部、「日本の限定的再軍備」案作成(小規模軽武装の 20-30 万程
度の警察軍、米による編成・訓練・監督、国内治安維持と地域防衛)

6.2 米国家安全保障会議、「アメリカの対日政策に関する報告」(NSC13)採択
(「日本再軍備」盛り込まれず)

10.9 トルーマン米大統領、NSC13-2 承認(日本の経済自立化 警察力強化)

←マッカーサー反発

1949. 2 ドッジ来日 ドッジ・ラインによる経済安定化策
- 2. 23 ロイヤル米陸軍長官、「日本が攻撃されれば米は防衛」と言明
 - 3. 3 マッカーサー、「日本の役割は東洋のスイス、再軍備提案は早すぎる」と言明
 - 5. 6 米国家安全保障会議、NSC13-3（海上保安庁の海上警備能力強化）
 - 7. 4 マッカーサー、「日本は共産主義進出の防壁」
1950. 1. 1 マッカーサー、「日本国憲法は自己防衛の権利を否定しない」と年頭メッセージ
- 1. 6 コミンフォルム、日本共産党批判
 - 1. 15 平和問題談話会、「講和問題についての声明」
（全面講和、中立不可侵、基地提供反対）
 - 1. 23 吉田首相、施政方針演説で、戦争放棄は自衛権の放棄を意味せずと言明
 - 2. 14 中ソ同盟条約締結（日本や日本と連合するいかなる国からの攻撃も阻止）
 - 6. 6 マッカーサー、共産党中央委員の公職追放指令
 - 6. 21 ダレス（4. 6 国務長官顧問に就任）講和問題大統領特使、来日
 - 6. 23 マッカーサー、「戦後日本の安全保障構想」覚書 日本全土が潜在的基地
 - 6. 25 朝鮮戦争勃発
 - 7. 8 マッカーサー、警察予備隊指令
社会党中執、朝鮮事態に対する態度表明（北朝鮮の武力行為が原因）
 - 7. 18 マッカーサー、アカハタ無期限発行停止
 - 7. 24 GHQ、レッド・ページ開始
 - 9. 8 トルーマン、「対日講和条約7項目」承認 サ条約・安保条約の「原型」
 - 9. 21- 朝日新聞世論調査 全面講和賛成 21. 4% 単独講和賛成 45. 6%
平和条約締結後の米軍基地 賛成 29. 9% 反対 37. 5%
日本の再軍備 賛成 53. 8% 反対 27. 6%
 - 10 海上保安庁の掃海部隊、朝鮮海域へ出動
 - 12. 1 平和問題談話会、「三たび平和について」
1951. 1. 25 ダレス、大統領特使として再来日
- 1. 29 ダレス・吉田会談 以後、米軍の日本駐留方針決定
 - 2. 3 日本側、講和交渉で「再軍備計画のための当初措置」提出（5万人の保安部隊）
 - 3. 10 総評、「平和四原則」（再軍備反対・全面講和・中立堅持・軍事基地反対）決定
 - 9. 8 サンフランシスコ講和条約・日米安保条約調印（1952. 4. 28 両条約発効）

・転機としての朝鮮戦争

- ①日本再軍備・本土基地化に（当初）反対するマッカーサー（沖縄の基地化で十分）
- ②方針定まらぬ対日講和（マッカーサー、国務省（ダレス・ケナン）、国防省+軍）
- ③日本国内に強い平和（非武装・中立）、全面講和の世論

←これら障害の「解消」・「突破」を促した朝鮮戦争（横田の変節・ハワードの影）

(2) アメリカにとっての朝鮮戦争

- ・ 社会主義封じ込め政策 軍事的・政治的・経済的
- ・ 持続的軍事化 「動員解除」せず 冷戦下での超軍事大国の出現 海外基地確保
- ・ 反共主義の高揚 マッカーシズム

(3) ソ連にとっての朝鮮戦争

- ・ アメリカに対抗して軍事大国化
- ・ 国内体制の引き締め ユダヤ人の迫害

(4) 中国にとっての朝鮮戦争（⑦438 以下 ⑧92 以下）

- ①ソ連の「国益」優先を見せつけられた中国 「一国利益」優先の外交路線へ
（戦後、核技術提供問題で綱引き その後、中国核独自開発 中ソ対立へ）
- ②社会主義圏における中国の地位向上 北朝鮮、ソ連寄りから中国寄りへ
- ③毛沢東の権力の強化 独裁化に拍車 「大躍進」運動の前提
- ④冷戦を勝ち抜くための国内体制引き締め（反革命鎮圧運動・思想改造運動）
- ⑤米中関係の凍結（中国国連加盟問題） のちに 1972 米中和解

むすびにかえて—憲法 9 条の将来と世界平和の展望

(1) アジアの平和のための日本国民の課題—いま認識すべきこと

- ①「武装解除=非武装 disarmament」条項としての憲法 9 条
ポツダム宣言からの流れ 国連システムのなかでの位置づけ
占領権力（武力）の等閑視してはいけない
- ②沖縄米軍基地・本土基地の位置付け変化
沖縄—「(日本非武装の) 保障占領の拠点」から「冷戦下の前進基地」へ
→ベトナム戦争の出撃基地としての沖縄 朝鮮半島有事は事前協議の対象外「密約」
本土—50年代は沖縄と類似(砂川・妙義・内灘)→「兵站・補給基地」としての重要性
沖縄・本土での基地反対闘争 そのでの憲法 9 条と平和運動の意義
- ③米軍政下の沖縄・基地
法的根拠の不明確な米軍占領 植民地支配に匹敵 「信託統治」の非現実性
欺瞞に満ちたサ条約 3 条 「潜在主権」のまやかし 帰結は沖縄軍政と基地の恒久化
その象徴が沖縄人民党裁判、プライス勧告→島ぐるみ闘争、瀬長那覇市長追放
核戦争基地としての沖縄（「原水爆基地反対」を早期から唱え続けた瀬長）

→核密約の一つの起源 日本国民の反核世論との対抗関係のなかで

9.30 沖縄県知事選挙の意義

④日本政府の対応（のだらしなさ）

その沖縄（施政権）返還交渉の遅延と卑屈さ 沖縄側から見れば「棄民」政策
「日米核軍事同盟」のキーストーンとしての沖縄

(2) 私たちが今直面している課題とその展望

- ・9条改憲阻止にはアジアの平和実現が必要
- ・北朝鮮の非核化には「見返り」として国交正常化・朝鮮戦争終結・平和条約が格好
- ・朝鮮戦争終結で軍事同盟体制（米韓+日米）の必要性（正当性）は消滅
- ・北の非核化は米の核戦略見直しで ロ中も従うはず 核兵器禁止条約の実効化
- ・9条改憲阻止、アジアの平和実現・軍事同盟体制打破、核兵器廃絶は「三位一体」の課題

<参考文献>

- ①和田春樹『朝鮮戦争全史』（岩波書店・2002年）
- ②金東椿『朝鮮戦争の社会史』（平凡社・2008年）
- ③韓洪九『韓洪九の韓国現代史Ⅱ 負の歴史から何を学ぶのか』（平凡社・2005年）
- ④増田弘『マッカーサー』（中公新書・2009年）
- ⑤五十嵐武士『戦後日米関係の形成』（講談社学術文庫・1995年）
- ⑥古関彰一『「平和国家」日本の再検討』（岩波書店・2002年）
- ⑦朱建栄『毛沢東の朝鮮戦争』（岩波現代文庫・2004年）
- ⑧下斗米伸夫『アジア冷戦史』（中公新書・2004年）
- ⑨小沢隆一「「先手必勝」で安倍改憲阻止を」前衛 962号（2018.6）
- ⑩同「自民党「改憲4項目」案の問題点と危険性」平和運動 565号（2018.5）
- ⑪同「安倍改憲を許さず「平和な2020年」を」経済 271号（2018.4）
- ⑫同「安倍9条改憲のねらいと危険性」月刊憲法運動 462号（2018.2）
- ⑬山田敬男+杉井静子+小沢「変えてはいけない憲法9条」（学習の友社・2018.5）
- ⑭「特集 核なき世界を求めて」（小沢企画）法と民主主義 525号（2018.1）
- ⑮「特集 安倍九条改憲を許すな」（小沢企画）法と民主主義 527号（2018.4）
- ⑯「特集 自衛隊の実像」（小沢も執筆）法と民主主義 530号（2018.7）
- ⑰渡辺治・福祉国家構想研究会編『日米安保と戦争法に代わる選択肢』（小沢も執筆）（大月書店・2016）
- ⑱小沢「米朝首脳会談と北朝鮮の「非核化」に関する憲法学の視点」（核・エネルギー問題情報センター）NERIC News405号（2018年7月）別紙資料